

令和五年五月二十六日受領
答弁第六三三号

内閣衆質二一一第六三号

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員井坂信彦君提出飼料価格の高騰によつて圧迫される酪農・畜産業支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出飼料価格の高騰によって圧迫される酪農・畜産業支援に関する質問に対する答弁書

一及び二について

配合飼料価格安定制度における御指摘の「通常補填基金」及び「異常補填基金」については、新たな特例として、令和五年度第一四半期以降、補填金の額の基準となる配合飼料の原料の輸入価格に係る算定期間を直近一年から直近二年半に延長することにより、配合飼料の価格高騰が継続した場合であっても、補填金交付を実施しやすくすることとしており、政府としては、当該補填金交付に充てるため、令和五年三月二十八日に令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用を決定したところである。

配合飼料の価格高騰が長期的に継続した場合の対応については、その価格の水準等により異なることから、お尋ねの「今後の見通し」について現時点で一概にお答えすることは困難である。また、お尋ねの「制度の今後の在り方」については、政府としては、引き続き、配合飼料価格安定制度を通じて配合飼料の価格高騰が畜産経営に及ぼす影響の緩和を図ってまいりたいと考えている。

三について

御指摘の「子牛が殺処分されているような現状」について、政府としては、「子牛が殺処分され」ることなく育成され、取引されることが望ましいと考えている。また、御指摘の「子牛の保全や価格の適正化に向けた対策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）に基づく肉用子牛についての生産者補給金の交付により、その生産の安定を図っており、引き続き、このような対応を通じて、御指摘の「子牛」を購入する肉用牛の生産者の経営の安定を図り、「子牛」の安定的な取引が行われるよう促してまいりたい。

四について

御指摘の「酪農・畜産」に係る政府の対応については、配合飼料の価格高騰など生産コストの上昇等の影響を受けている畜産経営を緊急的に支援するための対策として、農林水産省において令和五年三月に「畜産・酪農緊急対策パッケージ」を取りまとめ、配合飼料の価格高騰に関する対策、牛乳及び乳製品の消費の増進に関する対策、金融支援等を実施している。また、畜産業が将来にわたって持続的に発展するための対策として、省力化機械の整備等による畜産物の生産コストの削減、輸入飼料の価格の上昇等の影

響を受けにくい畜産経営を確保するための国産飼料の生産及び利用拡大、海外市場獲得に向けた畜産物の輸出等を推進しているところである。